

平成30年矢巾町議会定例会11月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (11月14日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域の変更及び廃止について	5
○議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について	7
○散 会	11
○署 名	13

議案目次

平成30年矢巾町議会定例会11月会議

1. 議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域の変更及び廃止について
2. 議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

平成30年矢巾町議会定例会11月会議議事日程（第1号）

平成30年11月14日（水）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域の変更及び廃止について
- 第 4 議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	4番	高 橋 安 子	議員
5番	齊 藤 正 範	議員	6番	村 松 信 一	議員
7番	昆 秀 一	議員	8番	藤 原 梅 昭	議員
9番	川 村 農 夫	議員	10番	山 崎 道 夫	議員
11番	高 橋 七 郎	議員	12番	長 谷 川 和 男	議員
13番	川 村 よし子	議員	14番	小 川 文 子	議員
15番	藤 原 由 巳	議員	16番	藤 原 義 一	議員
17番	米 倉 清 志	議員	18番	廣 田 光 男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君	副 町 長 水 本 良 則 君
総 務 課 長 山 本 良 司 君	企 画 財 政 課 長 兼 政 策 推 進 長 室 佐 藤 健 一 君

道路都市課長 村松 亮君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係長 藤原和久君
主査 佐々木 瞳子君

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより11月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

5番 齊 藤 正 範 議員

6番 村 松 信 一 議員

7番 昆 秀 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の11月会議の会議期間は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、11月会議の会議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域の変更及び廃止について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域

の変更及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域の変更及び廃止について提案理由の説明を申し上げます。

住居表示の実施区域については、議会定例会9月会議において議決を賜ったところであります。その実施区域内における町の区域を設定すること及びこれに伴う字の区域の変更等を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるものであります。新たに設定される町の区域の名称は、区域の象徴的な施設であります岩手医科大学が立地し、来年には岩手医科大学附属病院が移転予定であることから、県道矢巾停車場線を境に南側を医大通一丁目、北側を医大通二丁目とするものであります。

また、町の区域の設定により、大字藤沢、大字西徳田及び大字東徳田の各一部の字の区域が変更となり、大字藤沢第1地割及び第2地割が廃止となるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。住民説明会は何回ほどやって、今後はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 住民説明会につきましては、医大に関しては、3日間、8月の末にやってございます。それとあわせて今後の予定につきましては、本人のほうに31年、来年の4月に通知をするわけですけれども、新たな街区と番号はこの番号ですよということで通知をしますけれども、それとあわせて説明会、それぞれ同じ4月、5月に行う予定となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 藤沢地域の説明会の3回やったときには、どのような意見が出た

のか。それから、4月にやって、6月にやるということなのですけれども、その本人だけではなくて、あそこの地域の今後の藤沢地域も変わるかもしれない、そういうところにはどのように配慮しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 該当者につきましては、医大関係については、人口で160人、世帯数で77世帯ということで、新しく宅地開発されたところということでまだ少ないところではありますけれども、出席者につきましては、3日間やった出席者につきましては、対象者数84名、出席した人数については23人ということで、質問等については特に異論の出るような質問等はございませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第92号 町の区域の設定並びにこれに伴う字の区域の変更及び廃止についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について
提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号と同様に、住居表示の実施区域内における町の区域を設定すること及びこれに
伴う字の区域の変更等を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるもの
であります。新たに設定される町の区域の名称は、この区域が恒久的施設である矢幅駅の東
側に位置する市街地であることから、駅東一丁目とするものであります。また、町の区域の
設定により、大字又兵エ新田及び大字南矢幅の各一部の字の区域が変更となるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ
ていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町民の方から私に又兵エ新田という歴史的な思い入れの強い方から
連絡がありまして、一部でも又兵エ新田という名前が消えるのが残念だというような声がご
ざいまして、町長に要望書を出したいといったような方がおりましたけれども、そういうふ
うな動きはあったのかどうか、そういう声があったのかどうかお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） ただいまの質問にお答えいたします。

8月の末から9月にかけて3日間説明会を実施したわけでございますけれども、確かに参
加者の中からは、この町名に関しまして要望というか、そういったご意見確かにありました。
もう少し又兵エ新田を残すというお話もそうでしたけれども、少し違った町名というような
ご意見もありましたけれども、特に直接こちらのほうに、その場の説明会だけで、それ以降
直接要望的なものは来てございませんので、ご了承いただいたものということで今現在進め
ているところでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、2点についてお伺いします。

町民劇場で又兵エ新田物語という演劇をされたのが十数年前なのですけれども、その方た
ちはどのような意見を持っておられたのか、そういうのは聞いたことございますか。

それから、2点目なのですけれども、全国では旧町村とか、それから旧字地域でまちおこしをやっているところがありますが、そういうところはどのように話し合われているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 私も町民劇場の又兵エ新田物語拝見して、いたく感激したところでございますけれども、意見は特に個別に町民劇場に出た、出演した方に聞いたわけではないのですけれども、先ほどの説明会の際に質問あった方というのは、まさしくそれによると出演された方であります。それ以降、特に今回の区域を決定するのに当たって、それ以降要望等は出ておりませんというのが現状でございます。

2番のまちおこしについては、今回の区域の設定とはちょっとまた別なものというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

12番、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今又兵エ新田というのに惜しみされる方もいらっしゃいますけれども、私も生まれも育ちも又兵エ新田でございますが、今新たな新住民の方々は、この名前を何とかならないのかというようなことも以前から言われておりますので、今時代に沿った都市型住宅になるということでございますので、ぜひこの町名変更というか、一丁目、二丁目というようなことをどんどん進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 今長谷川議員からお話があったようなこと、そのお話も確かに伺ってございます。新住民の方で、やっぱりそういった又兵エ新田という町名にちょっと抵抗あるというような意見を持っている方も確かにいるとは聞いてございますので、そこはやはり住民総意でもってここは話し合いながら徐々に拡大をしていきたいなというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

3番、廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 私もこの区域については、この町名を早く変えてほしいという話は

聞いておりましたけれども、ただ社会労務士さんとか、いろいろな資格を持っている方々が
ありまして、その人たちの資格に対して町のほうでどういう証明書を出してくれるかという
部分がちょっと不透明だなという話を聞いておりましたので、何かどのくらいの猶予期間が
あるかわからないのですけれども、やっぱりその免許にかかるときには、住所変更すると、
結構早目に区割りを教えていただきたいという話がありましたけれども、そのことについては、どのくらい早目に出るのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 予定としましては、通知については3月下旬
から4月を予定してございます。そういうご事情がある方も中にはいるかと思いますけれ
ども、いずれ今回の議決を賜った後に、いろいろ街区の設定とか番号の設定とか、作業に実
際に入ってまいります。それとあわせまして、そういう事情もある方もいると思いますの
で、なるべくこちらのほうのスケジュールも早目まして十分住民の方にも余裕ができるよう
なスケジュールをもって説明に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 3月、4月にはということで、最終的にはいつを目標に登記するの
だと思っているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤企画財政課長。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 駅東、駅前地区につきましては、当然区画整
理の換地処分と密接にかかわってくるものでございますので、ここで明確に何月何日という
ことは言えないのですけれども、一応目標にしているのは、6月下旬から7月というふうに
考えてございますので、そのころには住居表示を実施するということになりますので、よろ
しくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他の質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第93号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更についてを

起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして平成30年矢巾町議会定例会11月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員